

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書（案）

消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保や消費者教育や啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければならないが、国が措置し地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政推進交付金は、令和7年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、啓発・消費者教育に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念される。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっている。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要である。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)に代わる新たなシステムの整備を予定しているが、端末のリース費用や、セキュリティ対策の継続的な更新費用などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきである。

よって政府は、次の措置を行うよう強く要望する。

記

- 1 地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。
- 3 国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員提出議案第 11 号

再審法改正を求める意見書を提出するため本案を提出する。

令和 7 年 6 月 26 日

提 出 者 飯塚市議会議員 金 子 加 代

賛 成 者 飯塚市議会議員 光 根 正 宣

 " 吉 松 信 之

 " 鯉 川 信 二

 " 小 幡 俊 之

 " 坂 平 末 雄

 " 道 祖 満

再審法改正を求める意見書（案）

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標ぼうするわが国にとってはもちろん、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題といえる。

ところで、えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。

したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、国に対し、下記の点を含む再審法の速やかな改正を求めます。

記

- 1 捜査機関の下にある証拠を再審請求人が利用できるよう証拠開示の規定を設け

ること。

- 2 証拠開示の制度を実効的に担保するため捜査機関における適切な証拠の保管及び保存制度に関する規定を設けること。
- 3 再審開始決定に対する検察官の不服申し立てを禁止する規定を設けること。
- 4 再審請求手続の審理のあり方に関する規定を設けること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員提出議案第 12 号

米不足と価格高騰の打開に関する意見書を提出するため本案を提出する。

令和 7 年 6 月 26 日

提 出 者 飯塚市議会議員 川 上 直 喜

賛 成 者 飯塚市議会議員 吉 松 信 之

 " 鯉 川 信 二

 " 秀 村 長 利

 " 小 幡 俊 之

 " 金 子 加 代

 " 坂 平 末 雄

 " 道 祖 満

米不足と価格高騰の打開に関する意見書（案）

今回の米不足と価格高騰は、需要量より 2023 年産米が 44 万トンも不足したことに起因しています。消費の減少を前提にしたゆとりのない生産計画による減産政策がもたらしたものです。

生産者米価は、政府が価格保障をしない市場任せの中で近年 60 キログラム 1 万円前後まで落ち込み、所得補償制度は 2011 年に 10 アールあたり 1 万 5 千円でスタートしたものの、2018 年には廃止となりました。米農家は 2000 年の 175 万戸から 53 万戸へと激減しています。さらにミニマムアクセス米の輸入は毎年 77 万トンで、国内の生産基盤の弱体化を加速させています。

よって、飯塚市議会は、国会及び政府が、流通の安定化へ当面の対策をとるとともに、需給計画においてゆとりある生産量の確保、備蓄米の計画的増加を図りながら、価格保障と所得補償の充実を進め、米の輸入拡大は中止するよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。